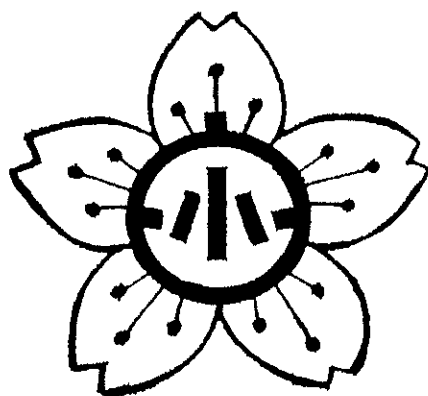


令和8年度

いじめ防止対策に関する方針



下田市立白浜小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。これを踏まえ、児童等の尊厳を保持するため「いじめ防止対策推進法」が定められた。このいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、総合的かつ効果的に推進するため、下田市立白浜小学校として、いじめの対策の基本的な方針を以下のように策定した。

～いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より～

「いじめ」は、「いじめ防止対策推進法」において、次のように定義されています。

いじめ…児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

回数や意図などにかかわらず、いじめの対象となった児童・生徒の心身の苦痛をまず重視するものとなっています。当該の行為が、仮にいじめを意図したものでなくとも、その対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じるものであれば、それを「いじめ」と捉えて対応することが求められます。

（いじめの禁止）いじめ防止対策推進法 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめ防止対策推進法（法律第71号）平成25年6月28日公布（文部科学省）

基本理念

- 1 教職員1人1人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という意識を常にもち、それぞれの役割と責任を自覚し、毅然とした態度でいじめに対応しなければならない。児童が、安心して学習やその他の活動に取り組めるように、学校の内外問わずいじめが行われなくなるように対策を講ずる。
- 2 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号を敏感に感知する機会をつくる。自分の学級や学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもち、未然防止、早期発見、対応に努める。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識の浸透を図る。
- 3 日頃の学級づくり、人間関係づくりがいじめ未然防止の基盤となる。教職員は、日頃から学校が全ての児童の「心の居場所」「絆づくりの場」となるよう努める。また、道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて計画的に指導し全ての児童の健全育成の土壌づくりに努める。
- 4 いじめが発見された折は、いじめられた児童の生命と心身の保護を第一と考え、校内一丸となって調査し、事実の解明と対策を公開し、その解決に向けて町や学校、地域住民、家庭その他の関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たすように全力で取り組む。また、いじめの解決には、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保、地域の支え合いなどが重要となる。学校は、家庭、地域、関連機関との連携を密にとり対策を講ずる。

(学校の設置者の責務) 第7条

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。


(いじめに対する措置) 第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。


いじめ防止対策推進法（法律第71号）平成25年6月28日公布（文部科学省）

相談窓口

相談窓口	相談内容	受付時間/連絡先
24時間 子供SOSダイヤル	子どものSOS全般 (子ども、保護者向け)	24時間対応/0120-0-78310 (なやみいおう) ※匿名相談可
総合教育センター の面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 (子ども、保護者、教職員向け)	(予約受付) 平日 9:00~17:00/0537-24-9738 (相談日) 掛川会場: 月~金、沼津会場: 水・金
教育相談 ハロー電話 「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育 相談 (子ども、保護者向け)	平日 (年末年始を除く) 10:00~17:00 東部: 055-931-8686 (A0-A0-) 中部: 054-289-8686 西部: 0537-24-8686 ※匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24時間対応/0800-200-2326
静岡県LINE相談		平日 14:00~22:00、土・日・祝日 14:00~21:00 ID: @shizuokasoudan ※匿名相談可
こどもの人権110番 (静岡地方法務局)	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	平日 8:30~17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 0120-007-110 (ぜろぜろなの ひゃくとおばん)
LINEじんけん相談 (静岡地方法務局)	上記相談と同じ	平日 8:30~17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 ID: @linejinkensoudan
静岡県警察 少年サポートセンタ (警察本部人身安全少年課)	少年の非行防止や被害少年支援に 関する相談	平日 8:30~17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に 関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00~12:00、13:00~17:00 静岡: 054-252-0008 浜松: 053-455-3009 沼津: 055-931-1848 ※初回相談無料
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00~16:00、水 14:00~20:00 第2土曜日 13:00~18:00/054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josel/ ※匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第1・3土曜日 13:00~17:00/054-272-7880
ふじのくに LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みごとや 困り事	第1火曜日、第3土曜日 18:00~22:00/0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
静岡県性暴力被害 者支援センター SDRA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24時間365日 #8891/0120-8891-77 (チャット相談) 月~金 14:00~20:00 チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応/189 (いちはやく)


 はなそっと
 あなたの悩みを相談してあげませんか
 学校のこと...
 友達のこと...
 家庭のこと...

なやみ相談ナビ「はなそっと」
 年齢や悩みを選択すると、
 適切な相談窓口を検索できます。



I 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 生徒指導委員会（いじめ問題対策委員会）

いじめ問題の発見、防止、及び問題解決のため、必要に応じて、開催することとする。校長の指導方針の下、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成し、協議する。ケース会議は問題解決まで継続的に行う。

(2) 生徒指導会議（全職員）

生徒指導会議にて、全ての児童の現状の情報交換をし、そこから見えてくる児童の困り感について共通理解を図りその対策を考え合う。また、いじめアンケートの集約からいじめの兆候がないかを話し合い、いじめの認知を行う。

2 学校におけるいじめの防止等に関する基本的施策

(1) いじめ未然防止のための取り組み

児童一人ひとりが認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくり、全ての児童の心の居場所づくり、児童相互の絆づくりの場の設定に学校全体で取り組み、いじめの教育的予防に努める。

- ① 友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流を行うことでコミュニケーション力を育成する。（学校行事、児童会活動、授業）
- ② 各教科でわかる授業づくりを進めるとともに、全ての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。（生徒指導が機能した授業作り）
- ③ 特別の教科道徳の時間に教科書の他にも多様な教材や素材を活用しながら、道徳教育を推進する。
- ④ 児童会活動、縦割り活動を通して思いやりの心をもち他者と協調しながら主体的に行動しようとする気持ちを育てる。（縦割り掃除、縦割り遊び、あいさつ運動、「しあわせの木」活動）
- ⑤ 自分や友達のことを知り、お互いに認め合う場として掲示板を活用する。（生徒指導部 月の活動）

(2) いじめの早期発見のための措置

① 問題の兆候の把握等

- (ア) 教職員が児童の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童が話しやすい関係を深めていくことを心掛ける。
- (イ) 日頃から、児童の生活実態のきめ細やかな把握に努め、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。いじめ発見のチェックポイント確認、児童との面談（年2回のお話週間の設置）、各月ごとのいじめアンケート調査、学期ごとのふり返り、三者面談等を年間計画に位置づけ、児童の思いや悩みを聞き、いじめの兆候の実態把握に努める。
- (ウ) いじめの発見後、いじめの実態把握にあたっては、担任が一人で抱え込むことがないよう、児童との聞き取りや状況確認には、生徒指導部との連携をはかり、複数の教員で対応し確かな

状況確認(記録)を行う。

- (エ) 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに校長に報告・連絡・相談し、全教職員相互の共通理解のもと、適切かつ迅速な対応を図るように努める。
- (オ) 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意し、いじめの発見や対応に努めるが、同時に問題行動等が生じ、他にもいじめが行われていないか留意する。
- (カ) いじめを把握した際には、校長は速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図り、速やかに問題解決を図る。

② 事実関係の究明

- (ア) いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止め、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (イ) いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視し、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことは許されないことを認識する。いじめられている児童を全力で守る。

③ いじめへの具体的な対応

- (ア) 校長の指示により、生徒指導部を中心に教職員同士の連携等により、情報の聞き取りを推し進める。
- (イ) 聞き取った情報(発生日時、発生場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握し、ケース会議として具体的な対応方針や指導を組み立てる。
いじめられた子どもへの心のケアを図るとともに、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応を速やかに行う。必要に応じ、関係機関や地域と連携をし、その指導や対応を行う。その過程で報告・連絡・相談を繰り返しながら、解決に向けた筋道をつくっていくとともに、全教職員の情報の共有化と指導の一貫性を周知していく。

(ウ) 解決に向けたそれぞれへの支援と指導

《いじめられた生徒への支援》

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応*し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- 児童の意向を汲みながら学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法など)を立てる。
- 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

《いじめた生徒への指導》

- いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、加害者の孤立感や疎外感に配慮しつつ、他人の痛みが理解できるよう根気強く指導を継続する。
- 安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みの理解のもと、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。

- いじめに至った原因や背景を自ら振り返る活動の中、立ち直りに向けた支援や指導を継続的に行う。

《周囲の生徒への指導》

- いじめの現状と今後の学校としての考えを伝える。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたり傍観者となるのは、いじているのと同じだということを理解させる。
- いじめを告げるといじめられることを恐れている児童を守り通し、命を守る体制を徹底する。傍観者のままいることでいじめの苦しみを増長させていることに気付かせ、個人や集団で再発防止の具体的な手立てを考えていく指導を行う。
- 必要に応じて学級・学年・学校全体で再発防止に向け意思疎通を図る。

《保護者への対応》

- 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- 解決するまで学校が主体となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

経過観察と再発防止に向けて

「解決したと思ったいじめが継続していた」、「いじめる立場が逆転して再発した」という事例がある。保護者と連携しながら児童への経過観察を行い、事後経過を確認する。また、必要に応じた指導を行っていく。さらに、年度変わりの時期のいじめ発見のチェックポイントを実施し、課題の確認や指導の継続・引継ぎをしていく。

(3) 相談体制の整備

- ① 校長は、いじめ発見や防止、及び問題解決のため、いじめ問題対策委員会(生徒指導委員会として置くこともできる)を開かなければならない。また、いじめに限らず、各月ごとのいじめアンケートの内容や各クラス全体と個々の児童の表れを生徒指導会議で話題にし、児童の生活状況を全職員で見つめる時間をつくる。そんな中から浮かび上がった個別懇談の必要な児童に教育相談を実施する。
- ② 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭との連携を積極的に図っていく。また、悩みを一人で抱え込まず、信頼できる友人や身近な相談しやすい大人に相談することの大切さを普段から児童に伝えていく。
- ③ 校長は、日頃から関連機関との情報交換に努め、市町教育委員会と相談し必要に応じて、静東教育事務所の指導を受けつつ、児童相談所、人権擁護委員、民生児童委員、法務局、警察(生活安全課・学警連・スクールサポート等)、CRT、その他関係機関との連携を速やかに図っていく。
- ④ 相談体制を整備するにあたっては、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮に努める。

(4) インターネット、SNS を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 学校は、学級や学年で、また、朝礼や講師を招聘した講話等の機会を通して、児童および保護者に、インターネット等(個人のホームページや line 等の無料アプリ等も含む)のよりよい利用につ

いて学ぶ機会をつくとともに、ネット社会に一度載せられた情報は回収不可能であることを認識し、個人情報や個人の中傷や悪口、個人を特定できる写真や氏名等書き込んでほならないことを啓発する機会をつくる。

また、携帯電話等を持たせるときの家庭内の約束事づくりやフィルタリングの利用や有害サイトにアクセスをしない(できない)対応をするよう促す。

- ② 学校は、ネット上にいじめの書き込みがされた事実をつかんだ時は、書き込みの事実を確認する。その上で、以下のような指導のポイントを踏まえて指導する。

<指導のポイント>

- (ア) 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、人権の侵害行為であることを毅然とした態度で指導する。
- (イ) 誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪であり、被害届が提出され、実害ができれば、警察に検挙、補導されることを厳しく指導する。
- (ウ) 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあることを再確認し、保護者と今後の利用方法を話し合わせ、その結果とその実行状況を確認する。
- ③ インターネットを通じていじめが確認された場合は、いじめを受けた児童とその保護者は、いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)による開示請求しようとするときは、必要に応じ、地方法務局の協力を求めることができることも情報提供できる。

■書き込み削除の対応

- ① 証拠を保存する。(日時・内容・サイト名・URL等を保存する)
- ② 掲示板管理者への削除を依頼する。
 - ・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合がありますので、丁寧な対応を心がける。
- ③ 掲示板を運営する会社に連絡する。
 - ・書き込みが続く場合は、運営会社に問い合わせ先が記載されている。
 - ・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。
- ④ 相談機関に相談する。
 - ・悪質書き込みの場合は、最寄りの警察署や下田警察署生活安全課に相談する
- ⑤ 被害の拡大を防ぐ。
 - ・悪質な掲示板やブログ、プロフ等への誹謗中傷の書き込みによる被害の拡大を防ぐためには、書き込みの削除と証拠保全の依頼を迅速に行う必要がある。

- (5) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上等

いじめを受けた児童やその保護者に対する支援・助言、その他のいじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう研修を計画的に充実させ、教員の資質の向上を図る。

特に、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー等、いじめの防止に関わる教職員が校内の教職員に研修内容を還元する機会をつくる。

(6) 調査研究の推進

① 生徒指導上の問題行動・不登校等の表れを集積する

生徒指導上の問題行動や不登校等児童の表れを毎年計画的に調査し、集積していく。そんな調査分析から、自校の課題を見つけ、指導構想に組み込んでいく。また、そんな問題行動の中の人間関係と経年的な人間関係の情報や生育歴等をつかみながら、いじめ問題に潜む人間関係について考察していく。過去の人間関係の中で、加害者と被害者が入れ替わっているケースもあり得ると認識しつつ、人間関係にかかわる課題について浮き彫りにしていく。

② ケース会議を通して、より生徒理解を深める

児童を先入観や固定的に見ることがないように配慮しながら、生育歴や過去の問題をどう乗り越えたか、人間関係のひずみはないか等、多角的に児童の表れを見て、教職員集団が共通に児童を理解していけるように、調査研究結果をいかしていく。

③ 学校関係者全員で解決にあたる。

実際のいじめ問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。保護者等からの訴えに、まず謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組むことを伝える。また、学校に寄せられた情報に対し、誠意をもって対応し、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。

特に、PTAと学校との実質的な連携協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図るよう調査研究を推進していくこととする。

(7) 啓発活動について定めること

- ① 学校として裏サイトの情報にアプローチし、隠れたサイトへの逃げ込みやいじめが陰湿化していないか、リサーチしていく。また、裏サイトの話題を出すことで抑止力が働くようにする。
- ② 保護者に携帯電話、フェイスブック、ゲームや無料サイトアプリに潜む危険性と、その使われ方を知らせ、家庭と学校が協力して、子どもを守っていく。
- ③ 携帯電話にフィルタリング機能をかけるよう促す。
- ④ そのときどきの必要性を感じる状況に応じて、関連機関の協力を得て、児童や保護者とインターネット社会の光と影について学ぶ機会をつくり、ネット上でのいじめ炎上が行われないように、いじめ防止のための啓発活動を組んでいく。
- ⑤ 深刻な誹謗中傷等が発生した場合は、身近なら当該のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談し、ニュース等で社会の話題になるような事例が起こったときは、全校で話題にし、いじめ防止の啓発活動に努める。

2 重大事態への対応

- (1) 校長は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、適切な方法により事態関係を明確にし、そのいじめの防止等に関する調査を行う。
- (2) 校長は、行った調査結果を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係を適切な方法で、明確に伝え、事態解決に向けた取組について誠意をもって対応する。
- (3) 校長は、下田市教育委員会に重大事態が発生した旨を報告し、再調査やその結果を踏まえた適切な措置を講じ、いじめ問題の解決に向けた責任を果たさなければならない。

- (4) 校長及び教員は、在籍する児童等がいじめを行っている場合にあつて教育上必要があると認められた時は、学校教育法第11条の規定に基づき適切に、当該児童に対して懲戒を加えることができる。
- (5) 校長は、調査中に、いじめた児童が、他の児童や被害児童をいじめたり、いじめられたりする恐れのため欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるなど教育を受ける権利を侵す場合や、傷害、心身の苦痛又は財産の損失を与える等性行不良の行為が繰り返される場合と認められる時は、やむを得ない措置として毅然とした態度を貫き、下田市立小・中学校管理規の規定に従い、児童の出席停止に係る意見を、速やかに教育委員会に具申するものとする。
- (6) 教育委員会が出席停止措置を保護者に交付するに当たっては、校長は同席し、必要に応じ、いじめ調査の全容を確認し合い、いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれ立場から責務を果たし、地域を挙げて指導及び支援を構築していけるよう継続してかかわっていくことを知らせる。特に、保護者の良心に働きかけ、いじめられた児童の保護者の心の痛みを推し量り、我が子とじっくり対峙して健やかな心を取り戻す指導の必要性と、我が子の傷ついた心を推し量り、親子で話し合う場や共に過ごす時間を大切にしよう依頼する。
- (7) 校長が、命に関わるような重大事態につながるいじめが発生したと認識したときは、速やかに教育長に相談し、躊躇することなく関係機関へ支援を求める（「CRT派遣要請」等を念頭に置く）こととする。
- (8) いじめが発覚し、速やかに調査をし、校内の共通理解や委員会への報告のもと、校長はできるだけ早い時期に、関係保護者にいじめの事態と学校の今後の対応について説明会を開き、保護者との共通理解を図るとともに、いじめ撲滅に向けた協力依頼をしていく。また、我が子に大人としての知恵を伝えると共に、我が子や交友関係の変化はないか、細やかな見届けをし、気になることがあれば、学校や関連機関に相談し、二次被害を防止する体制づくりをお願いする。
- また、今後の改善や経過等の報告をすることも約束していく。

《保護者への対応（保護者会）》

(1) 趣旨の説明

保護者会招集の趣旨を伝える。いじめられた子どもを守り、いじめは人間として絶対許されないという共通理解のもと、生徒同士の人間関係をよりよい方向に導くように、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図って、いじめ問題を解決し、子どもの人権を守っていく必要があることを説明する。

(2) 情報の提供

全ての子どもや保護者の心情・家庭環境などの背景など、教育的な配慮をした上で、いじめ問題の全容を時系列に沿って正確に伝えていく。

これまでの学校の取組やいじめに至った経緯など、調査結果でわかった正確な情報を伝え今後、必要と思われる調査の概観を伝えていく。

(3) 対応策の提示

保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を説明する。保護者の共通理解のもと、事態改善への保護者の協力を依頼する。

3 学校評価における留意事項

- (1) 学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、該当者の人権に最大限配慮しながら、当該学年に起こったいじめの事実を隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われたかについての意見を収集する。また、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるよう配慮しなければならない。
- (2) 学校は、いじめはもちろんのこと、学校の児童の実態を学校便りや教育評価により開示し、学校の説明責任を果たしていく。この折、成果と課題を明確にし、教育計画として、具体的にどう評価結果を反映し、学校教育計画の改善を図っていこうとしているか、学校関係者に伝えていく必要がある。

生徒指導連携（いじめへの対応）

本人・保護者・他の児童からのいじめに関する情報

※早期発見に努める

担任

生徒指導主任

教頭

校長

(状況の全体確認と指導体制の確認)

本人からの聞き取り

他の児童からの聞き取り

情報収集・状況把握

担任・該当学年団
養護教諭・生徒指導主任

家庭との連携

アンケートの実施

*生徒指導主任が情報を集約（学年団記録）して校長に報告

掲示板
管理者

誹謗中傷

個人情報

ネット書き込み

削除依頼

いじめ対策委員会（生徒指導会議）

校長・教頭・教務主任
生徒指導主任・養護教諭・担任

報告

教育委員会

指導連携体制づくり

職員会議

校内でのサポート体制づくり

学校説明会

学校職員・(市教育長)

生徒指導協力員

スクールカウンセラー

CRT

短期指導と中長期体制づくり

生徒指導主任と該当の担任が情報を集約して支援の役割分担などを調整する

児童相談所・人権擁護委員・民生委員・警察・学警連・スクールサポート

いじめを
受けている児童

いじめを受けている
児童の保護者

いじめている児童
他の児童

いじめている児童
他の児童の保護者

指導記録の集積

担任は指導記録をとり、生徒指導主任は各週の表れをまとめ、校長に報告
現状と課題の明確化

いじめ対策委員会（生徒指導会議）

白浜小学校いじめ年間計画

月	児童、教職員、保護者の活動	指導のポイント
4月	新学年引き継ぎ・生徒指導引き継ぎ 学級開き・学校のきまりの指導・学級ルールづくり 行事を通した人間関係づくり（入学式） 縦割り活動（顔合わせ会、1年生を迎える会） 保護者学級懇談会 掲示板「〇〇年生でがんばりたいこと」	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ被害者・不登校等 ・生育歴の理解 ・人権感覚・生徒指導の周知 ・人間関係づくり ・家庭からの情報収集
5月	生徒指導会議による共通理解 研修「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」の周知 縦割り活動（運動会に向けて） 行事を通した人間関係づくり（運動会） いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握	<ul style="list-style-type: none"> ・対応のついで共通理解 ・人間関係づくり
6月	生徒指導会議による共通理解 児童会活動「あいさつ運動」の活発化 縦割り活動（縦割り遊び、縦割り掃除） 1日参観日（「特別の道徳の時間」を組む） いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握 掲示板「友達のよいところを見つけよう」 人間関係プログラム 1回目実施 →結果をもとに第2回目実施までに授業を実施する。 （静岡県版 SEL の活用）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動による働きかけ ・人間関係づくり ・互いに良さを認め合う ・児童理解を深めよう
7月	縦割り活動（縦割り遊び、縦割り掃除） 1学期の反省（個・学年） 個別面談 いじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の人間関係の把握 ・人間関係づくり
8月	学校評価による生徒の表れの掌握 社会を明るくする運動・人権作文 夏休みの生活 7月いじめアンケートの集約・児童掌握、見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の掌握 ・生徒指導における成果と課題
9月	生徒指導会議による共通理解 保護者学級懇談会 縦割り活動（縦割り遊び、縦割り掃除） いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握 掲示板「自分のいいところを見つめよう」	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の人間関係の把握 ・保護者との情報交換 ・人間関係づくり
10月	生徒指導会議による共通理解 縦割り活動（縦割り遊び、縦割り掃除） 行事を通した人間関係づくり（たかねコンサート）	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの努力を認め合う ・人間関係づくり ・児童理解を深めよう

	いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握	
11月	生徒指導会議による共通理解 縦割り活動（縦割りの遊び、縦割りの掃除、浜っ子ランドに向けて） いじめアンケートの実施・集約・児童掌握 人間関係プログラム 2回目実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の変化を捉える ・人間関係づくり
12月	縦割り活動（縦割りの遊び、縦割りの掃除、浜っ子ランド） 人権週間（人権意識啓発活動） 2学期の反省（個・学年）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める ・人間関係づくり
1月	生徒指導会議による共通理解 行事を通じた人間関係づくり（レインボー8の字） 学校評価（学年末）の成果と課題 いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性の育成に関わる反省と課題 ・人間関係づくり
2月	生徒指導会議による共通理解 児童会活動（感謝の会、6年生を送る会） 人権感覚のチェックリストいじめアンケートの実施 1年を振り返って（個・学年） いじめアンケートの実施いじめアンケートの集約・児童掌握	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚の確認 ・1年の成長と課題 ・人間関係づくり
3月	行事を通じた人間関係づくり（卒業式） 縦割り活動（縦割りの遊び、縦割りの掃除） 新学年引き継ぎ・生徒指導引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくり ・感謝の気持ちを表す

※スクールカウンセラー来校

※各教科、学級会、道徳などで、年間を通して道徳教育を推進する。

7 関係資料

■ いじめ問題への取組チェックポイント

学校の指導体制において具体的に点検すべき項目を、指導体制、教育相談、教育活動、家庭、地域社会との連携の観点から示します。

指導体制

学校組織においては、学校長のリーダーシップの下に、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する必要があります。

指導体制

- 学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。
- いじめについての訴えがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に、「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から、対応が不十分になっていないか。

教育相談

- 児童生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。(秘密の保持)
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようになっているか。
- 児童生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。

教育活動

- 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、ホームルームの時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会・生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。

家庭・地域との連携

- PTAや地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

■ いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

学 校

教師は、一人一人の子どもが教員を求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

朝の会

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ギリギリに登校が目立つ。
- 表情がさえない、うつむきがちになる。
- 出席簿確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

授業開始時

- 忘れ物が多くなる。
- 机・椅子などが散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

授業中

- 頭痛・腹痛を頻りに訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかに発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

休み時間

- 教室や図書室で一人である。
- 今までの階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友達も一緒に歩いたり、オドオドした様子で友達についていく。
- 理由もなく腰を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

給食時

- 机を寄せて席を作るうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

清掃時

- その子どもが机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもが机や椅子をふきけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担当をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

放課後

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

その他

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

■ いじめ発見のチェックポイント(進学進級期用)

進学や進級の時期は、入学や進級、部活動への入部など生活の基盤となる環境が変化し新しい仲間ができる反面、人間関係の摩擦やグループ間の対立が生じやすい時とも考えられます。特に4月当初は所属する学級が新しくなって、集団内の互いの力関係や人間関係に変化が起きる可能性がある時期です。このような時期にも学級や子どもの様子を観察することが一層望まれます。

学級内の子どもたちの人間関係は、それぞれ独自のものがあります。それらの特徴を見極め、理解しておくことが大切です。

〈表情・日常の行動の様子〉

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしたりしている様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしい素振りを見せたりする。
- 教師に何か話したそうだが、話せないでいるような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
- 席替えで特定の子を避けたりしている様子が見られる。
- 班編制で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかつたりしている。
- 保健室や相談室、職員室に行きたがる。
- 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にいることが多い。

〈身の回りのものの変化〉

- 机や椅子、ノート、かばん、ロッカー等へのいたずら書きをされる。
- 机や椅子、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴かくしがあつたり、持ち物がよけられたりする。

〈休み時間や給食時の様子〉

- 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友だちの後ろについていたりしている。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

〈学習面〉

- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されない。
- 急に忘れ物が増える。
- 授業中うつむいていることが多くなつたり、発言が減つたりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言つたりする様子が見られる。

■ いじめ発見のチェックポイント(家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

家 庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

■ 学校における教師の人権感覚チェックリスト

人権感覚チェックリスト

～見直してみましょう あなたの人権感覚～

朝の会 (SIIR)	授 業
1. 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2. 遅刻した児童生徒や前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2. 空席の児童生徒の確認をしていますか。 3. 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4. 教師の期待とずれた児童生徒の答えの発信を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。 5. 児童生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交友関係	児童生徒に接する時
1. 児童生徒の交友関係を把握していますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。 2. 児童生徒同志の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。 3. 児童生徒の話を親身に聞いていますか。 4. 児童生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。 5. 失敗が多い児童生徒を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。 6. 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。 8. 失敗した児童生徒のことを、他の学級で例として話してはいませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと児童生徒の努力を認める言葉かけに心がけていますか。
給 食	そ の 他
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりとさせていますか。 2. 配膳や片づけ等でいやな思いをする児童生徒がいないように気を配っていますか。	1. 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。 2. 個人情報の管理はしっかりできていますか。
清 掃	
1. 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。 2. いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がいないように気を配っていますか。 3. 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。	
帰りの会 (SHR)・放課後・部活動	
1. 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。 3. 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。	